



Forestry Insurance

森林保険だより



森林保険イメージキャラクター
マモルくん

INDEX

理事長ご挨拶／理事ご挨拶……………	2
北海道森林組合連合会の取組……………	3
森林保険と林野火災……………	4
研究者からのたより……………	6
災害の事例／人事異動のお知らせ……………	7



理事長ご挨拶



国立研究開発法人
森林研究・整備機構
理事長

浅野（中静） 透

皆様には、平素から森林保険業務に対しまして、特段のご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。4月に理事長を拝命しました浅野でございます。なお、研究者としては、旧姓の「中静」を使っております。

森林は、水循環や大気中の二酸化炭素吸収への深い関わりを通じて、人類の生存に必要な地球環境を形成するとともに、国土保全、水源涵養^{かんよう}、林産物生産などの機能によって私たちの日常生活を支えています。とりわけ日本の国土は山地が多く、産業の発展と国民の安心・安全な生活にとって、健全な森林の育成は不可欠です。また、国連で提唱されているSDGsにおいても、森林は目標15（陸域生態系の持続利用）だけでなく、他の多くの目標をさまざまな面から下支えして、持続可能な社会の実現に重要な役割が期待されています。

当機構は、森林の働きと林業・木材産業、そして林木育種にかかわる研究開発業務を通じて科学技術、行政施策、社会経済活動、国際協力に貢献するとともに、水源林造成業務を通じた水源涵養機能の高い奥地水源林の整備や、森林保険業務を通じた健全な人工林経営の支援を進めています。つまり、森林環境を基盤とする文化と人類の持続可能な発展に対して、研究から実践にいたるまで貢献できる組織であり、誇りをもってその役割を果たしたいと考えています。

また、森林保険センターと森林総合研究所では、自然災害が森林に及ぼすリスクに関する研究も連携して進めてまいりました。本年2月に開催した公開シンポジウムでは、参加者の皆様からご好評をいただくことができ、新たな方向性も見えてきたのではないかと考えています。

今後も、機構としての総合力を活かし、より良い森林保険制度を構築できるよう努めてまいります。引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝とご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

理事ご挨拶



国立研究開発法人
森林研究・整備機構
理事（企画・総務・森林
保険担当）

矢野 彰宏

4月に森林保険担当の理事に就任いたしました。皆様には、平素より森林保険の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度末から、新型コロナウイルス感染症が拡がる中で、皆様も少なからず影響を受け、ご苦労されていることと思います。初期の段階では、東京オリンピック・パラリンピックの延期をはじめ、ここまで広範に私たちの生活に影響が及ぶ事態になるとは想像できませんでした。また、近年、日本各地で大規模な自然災害の発生が続いており、甚大な被害に見舞われることが多くなっております。このような「まさかの事態」を想定して備えておくことの大切さを痛感させられるこの頃です。

森林保険は、火災、気象災、噴火災という「まさかの事態」による森林災害の発生に備えるセーフティネットの役割を担っています。被災による経済的損失を補てんすることによって林業経営の安定に貢献するとともに、被災地の早期復旧にも大きな役割を果たしています。

こうした森林保険を安定的・永続的に運営できるよう取り組んでいくことが私たち森林保険センターの使命です。今後とも、迅速な保険契約や保険金の支払い、新たな商品の販売のほか、研究開発分野との連携による自然災害やリスク管理に関する情報提供など、保険契約者に対するサービス向上に一層努め、より利用しやすい保険を目指してまいります。

また、森林保険の役割や重要性をわかりやすくお伝えして、森林所有者の皆様へ森林保険への新規加入、継続加入をしていただけるよう、そして加入者の皆様から「加入してよかった」と言われるよう取り組んでまいります。

引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

北海道森林組合連合会の取組

—森林組合や市町村との連携を大切に、広大な大地で育まれる森林を守り、林業を支える—

北海道の概要

北海道の森林面積は5,538千ha、民有林人工林面積は826千haで、このうち森林保険に加入している面積は約100千haと民有林人工林面積の約12%となっております。

北海道森林組合連合会は、これら地域の森林管理の主体として、道内79森林組合の皆様のための様々な事業を実施しています。

災害の発生状況

道内の森林の自然災害については、風害、雪害、干害、凍害の順に多く発生しており、平成28年度の風水害による被害面積は約14千ha、平成29年度の雪害による被害面積は約1千ha、寒干害による被害面積は約5百haでした（出典：平成30年度北海道林業統計（北海道水産林務部））。

森林保険の取組

北海道森林組合連合会では、常日頃より森林所有者の方々と接している森林組合の担当者に対する、迅速な情報発信や丁寧な説明等のサポートが最も重要と考えております。

昨年の3～4月には、森林保険の商品改定や契約引受事務の事務変更による実務を円滑に行っていたため、森林保険センターと協力して森林組合担当者向けの研修会を実施いたしました。



平成28年8月には4つの台風が北海道に上陸・接近し、各地に大雨による河川の氾濫や土砂災害、強風を及ぼし、林道の損壊や風倒木被害が発生しました。

森林保険の加入促進としては、広報誌「道森連だより」や北海道森と緑の会発行の「山づくり」等に森林保険広告を掲載し、道内の林業関係者への普及を行っています。

また、新規開拓として、昨年6月からは素材生産業者等に、また8月からは森林保険センターと共に18市町村に訪問し、森林保険加入の働きかけを行いました。

今後の推進活動等

市町村担当者には日頃より森林組合を通じて保有契約の状況や見積書作成方法等についてご説明しておりますが、近年、台風や突発的な集中豪雨等が多発していることから、森林保険への理解をより一層深めてもらえるよう、引き続き市町村に継続契約の重要性を呼びかけてまいります。



道産材を最大限利用した新事務所が令和元年8月に完成、1階会議室や廊下には道産カラマツ100%のCLTも使用しています。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください。

森林保険センターより一言

令和元年度は、契約継続率の向上を目標に、道森連担当者と一緒に道内18市町村を訪問させていただき、各市町村の森林保険に対する考え方や加入条件等をお伺いしました。それぞれの状況やニーズをしっかりと把握させていただくとともに、森林組合の皆様と市町村担当者の皆様との緊密な連携を感じることができました。

北海道に森林をお持ちの方、森林保険にご関心をお持ちの方や、森林経営管理制度での森林保険の活用をお考えの方は、北海道森林組合連合会又は森林保険センターへぜひご相談ください。

森林保険と林野火災 — 「森林保険は、もっと皆様のお役に立

現在の森林保険は火災、気象災、噴火災を対象としていますが、昭和12年に制度が創設された当初は火災のみを対象としていました。林野火災は、ひとたび発生すれば乾燥や強風等により一気に被害が拡大する危険があり、林業経営にとって大きな脅威であるため、その備えとしての保険制度が必要とされてきたのです。

下表は、近年の全国の林野火災発生状況を示しています。これだけの森林が火災により一瞬にして失われていることは、経済的にも、公益的機能の発揮においても、大きな損失であり残念なことです。各地で進められている林野火災予防対策の取組とあわせて、万が一の備えとしての森林保険をぜひご利用ください。



表 林野火災の発生状況

都道府県	3ヶ年合計 (H28～30)		H28 (確定値)		H29 (確定値)		H30 (確定値)		令和元年 (概数)	
	林野火災件数 (件)	林野焼損面積 (ha)	林野火災件数 (件)	林野焼損面積 (ha)	林野火災件数 (件)	林野焼損面積 (ha)	林野火災件数 (件)	林野焼損面積 (ha)	林野火災件数 (件)	林野焼損面積 (ha)
計	5,069	2,741.18	1,027	384.11	1,284	938.08	1,363	606.24	1,395	812.75
北海道	118	396.17	33	60.26	20	29.07	31	58.35	34	248.49
青森県	130	72.03	31	18.37	23	10.00	24	15.32	52	28.34
岩手県	195	502.80	58	10.53	45	424.59	33	58.97	59	8.71
宮城県	104	27.15	28	3.58	28	9.24	15	3.45	33	10.88
秋田県	97	64.17	32	26.14	19	7.21	14	14.40	32	16.42
山形県	78	49.24	25	3.40	23	31.65	8	0.48	22	13.71
福島県	199	282.09	38	79.53	42	102.50	56	13.36	63	86.70
茨城県	203	38.35	45	2.21	35	17.15	57	7.02	66	11.97
栃木県	148	49.23	28	19.87	33	2.49	31	6.16	56	20.71
群馬県	81	17.74	16	1.40	18	1.56	20	5.50	27	9.28
埼玉県	63	25.41	15	1.78	14	7.04	14	6.42	20	10.17
千葉県	298	25.49	40	2.04	95	6.26	86	3.42	77	13.77
東京都	14	16.06	1	1.31	4	0.51	4	4.42	5	9.82
神奈川県	42	4.09	9	1.10	8	1.92	10	0.29	15	0.78
新潟県	83	25.55	20	6.27	12	5.16	22	3.51	29	10.61
富山県	12	1.42	3	0.52	1	0.15	5	0.34	3	0.41
石川県	39	4.53	8	0.31	7	2.19	14	1.19	10	0.84
福井県	10	1.10	1	0.07	2	0.43	4	0.29	3	0.31
山梨県	70	46.49	12	1.70	18	15.05	17	17.23	23	12.51
長野県	151	105.27	33	16.17	37	12.81	36	24.67	45	51.62
岐阜県	106	10.33	21	1.74	27	3.08	33	1.75	25	3.76
静岡県	91	38.47	12	0.84	28	25.22	25	3.80	26	8.61
愛知県	141	15.79	28	1.56	36	5.02	37	2.78	40	6.43
三重県	97	10.54	19	2.97	25	1.86	31	2.90	22	2.81
滋賀県	41	6.13	11	1.63	14	1.86	10	2.52	6	0.12
京都府	41	7.37	9	1.09	12	2.45	11	1.29	9	2.54
大阪府	38	19.92	9	0.63	14	12.48	8	1.12	7	5.69
兵庫県	257	27.09	47	4.34	74	6.71	76	9.07	60	6.97
奈良県	45	42.86	9	23.36	13	1.97	16	4.87	7	12.66
和歌山県	47	19.82	7	1.86	13	0.80	15	3.61	12	13.55
鳥取県	30	5.33	9	0.38	6	2.01	9	2.54	6	0.40
島根県	137	23.30	28	2.81	28	4.88	47	11.87	34	3.74
岡山県	229	36.71	41	4.57	57	7.15	70	15.82	61	9.17
広島県	227	76.23	40	8.26	41	2.69	83	24.16	63	41.12
山口県	102	11.77	17	0.75	19	2.06	34	4.04	32	4.92
徳島県	54	10.43	14	2.02	14	1.36	16	5.80	10	1.25
香川県	69	5.71	13	0.27	17	1.88	26	2.03	13	1.53
愛媛県	59	9.39	5	0.59	26	2.62	14	1.75	14	4.43
高知県	66	42.70	14	1.81	25	19.68	19	3.26	8	17.95
福岡県	133	110.71	10	10.93	47	67.65	29	19.33	47	12.80
佐賀県	75	3.43	7	0.13	21	1.60	25	1.03	22	0.67
長崎県	113	4.05	20	0.66	26	0.58	38	1.68	29	1.13
熊本県	191	296.18	42	10.74	48	7.73	58	210.56	43	67.15
大分県	149	48.07	24	25.46	44	16.06	36	2.19	45	4.36
宮崎県	130	63.60	34	10.10	44	30.67	30	13.06	22	9.77
鹿児島県	108	9.89	25	1.81	28	1.70	24	5.03	31	1.35
沖縄県	158	30.98	36	6.24	53	19.33	42	3.59	27	1.82

資料：「消防統計（火災統計）」（消防庁）に基づき作成
林野火災は、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

ちたい。」林野火災や自然災害への備えとして、森林保険をぜひご活用ください——

Q1. 山火事消火のため、防火線^{*1}を設置しましたが、これにより緊急に伐採された森林は損害てん補の対象になりますか？

A1. 消防法に基づき、延焼防止を目的とする防火線設定のため行われた緊急伐採木については、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置として、てん補の対象となります（保険法第16条における「消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置」）。なお、消火又は避難その他の消防の活動自体に要した費用については、てん補の対象外です。

^{*1} 防火線：森林の内側又は外周に、ある幅で立木を含む可燃物を取り除くとともに地表のかき起こしを行い火災時の風向と直角に設定する空間地帯。防火線の設定により、延焼が阻止され自然鎮火につながります。



Q2. 被保険者の失火による損害には保険金は支払われますか？

A2. 失火による損害が、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失^{*2}によって生じたときを除き、保険者には損害をてん補する責任があります。

^{*2} 重大な過失：極めて容易に有害な結果を予見できたにも関わらず、注意を払わずに見過ごしたような場合をいい、これに該当するかどうかについては個々の案件ごとに判断されます。

山火事注意

自然災害の備えに 森林保険
北海道

Q3. 森林公園のような保健休養を目的として造成された森林も、保険に加入できますか？

A3. 森林保険では、保険の目的の森林は「人工的に生立させた樹木の集団」と定められており（森林保険法第3条）、保健保安林等で主として環境緑化木（ツツジ、アジサイ等の低木を除く）を人工植栽した場合も含まれます。また、保健休養目的で造成された様々な樹種が混在する森林でも、この条件を満たせば保険に加入することができます。



林野火災の現状と今後の予測

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
森林防災研究領域 玉井 幸治



近年における林野火災発生件数は、数十年前に比べて少なくなりました。しかし今後は、林業の活性化と気候変動により林野火災の発生件数が増加すると予測されています。

林野火災が発生する時には、まず林床に堆積している落ち葉や枯れ枝などが最初に燃え始めます。十分に湿っている落ち葉や枯れ枝は燃えにくいのですが、乾燥するにしたがって燃えやすくなります。林床の日当たりが良い森林では林床の乾燥は早く、林床の日当たりが悪い森林より林野火災の発生危険度は高くなります。実際の森林で観測された林床での太陽エネルギー量から推定した、林野火災発生の危険性が生じるほど林床が乾燥する日数（林野火災発生危険日数）を図1に示します。横軸の胸高断面積合計とは、森林に生えている樹木の、地表から1.3mの高さでの幹の断面積を合計した値です。この値は植栽木の成長に伴って大きくなり、間伐などによって小さくなります。新植地での林野火災発生危険日数は、1年のうちで250～290日もあります。胸高断面積合計が約30m²/haとなるまで成長すると日数は約30日まで減り、約50m²/ha以上となると0～7日となります。その後の間伐を実施すると、日

数は92～121日に増加します。新植地や間伐林など、林床の日当たりのよい森林では林野火災の発生危険度は高いことが解ります。

気候変動による気温上昇により、積雪期間が短くなることが予測されています。林床が積雪に覆われていると、日当たりが良くても林床は湿った状態に保たれます。ところが積雪期間が短くなるとその分だけ林床の乾燥が進行する期間が長くなり、従来では林床が積雪に覆われていた季節でも、林野火災発生の危険性が生じるまで林床が乾燥する可能性があります。例えば、ある年の秋田県にある皆伐地とスギ間伐林や群馬県の標高の高い地域にあるヒノキ若齢林では、林床が積雪で覆われていたのは73～114日間でした。もし雪が全て雨として降った場合には、この73～114日間のうちの12～25日間が林野火災発生危険日となることが解りました。

このように、今後の林業の活性化により林野火災発生危険度の高い新植地や間伐林などが増えるため、また気候変動により積雪地域にある森林で積雪期間が短くなるため、林野火災発生件数が増加すると考えられます。

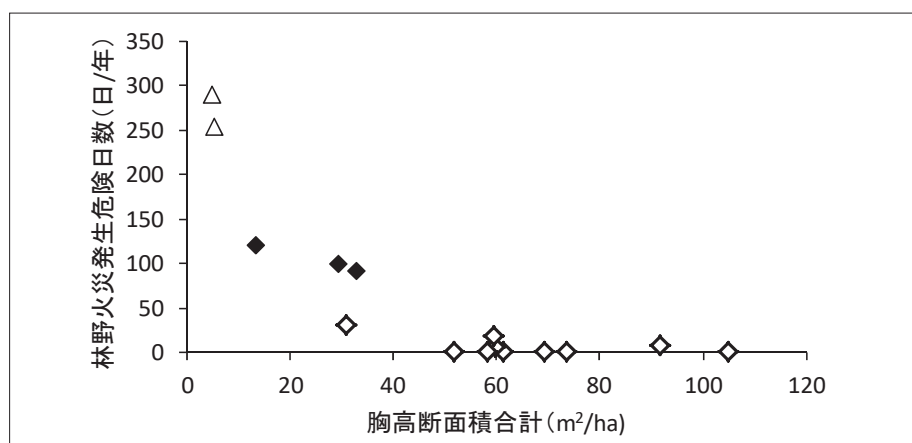


図1 森林の状態による、林野火災発生危険日数の変動
△:新植地、◇:間伐を実施していない森林、◆:間伐後の森林

／ 入ってよかった、森林保険。皆様もどうぞご加入ください。／

保険金をお支払いした災害の事例

災害事例 火災

平成30年4月に発生した、原因不明の林野火災による損害。燃烧により樹幹全体が褐色に変色している。

【事 例】山梨県 公有林

樹種・損害時林齢：ヒノキ・8年生
実損面積/契約面積：1.08ha/7.26ha
支 払 保 険 金：2,063,448円
ha当たり保険料/年：5,888円
付 保 率：100%



／ へえってよかったよう、森林保険。みんなしもどうぞへえってくりょー。／

森林保険センター職員人事異動のお知らせ

◆お世話になりました◆

令和2年2月29日付

新職名	氏名	前職名
全国森林組合連合会	石峯 正信	保険業務部参事

令和2年3月30日付

新職名	氏名	前職名
退職	高橋 友和	保険推進課課長補佐

令和2年3月31日付

新職名	氏名	前職名
定年退職	奥谷 敏明	リスク管理室長
北海道森林管理局計画保全部計画課	柏 智久	保険企画課課長補佐
林野庁森林整備部研究指導課	剣持 直樹	保険業務課課長補佐
東北森林管理局三八上北森林管理署	土肥 和貴	保険推進課保険数理係長
農林水産省大臣官房国際部国際経済課	古川 洸太郎	保険業務課保険審査第二係長

令和2年4月1日付

新職名	氏名	前職名
森林整備センター九州整備局	神谷 明倫	保険経理課課長補佐

◆よろしくをお願いします◆

令和2年4月1日付

新職名	氏名	前職名
リスク管理室長	水井 一彦	森林整備センター森林管理部
保険業務部参事	寺田 英司	林野庁森林整備部研究指導課
保険経理課課長補佐	宮下 誉樹	森林整備センター森林管理部資金会計課
保険業務課課長補佐	津田 元	保険業務課保険審査第一係長
保険推進課保険企画係長	宮下 茂明	全国森林組合連合会
保険推進課加入促進係長	藤井 栄梨子	関東森林管理局磐城森林管理署
保険推進課保険数理係長	増村 寛	保険推進課加入促進係長
保険業務課保険審査第一係長	小畑 暢	北海道森林管理局胆振東部森林管理署
保険業務部保険審査第二係長	高城 允	保険企画課保険企画係長
保険企画課保険企画係	山崎 朱莉	関東森林管理局棚倉森林管理署
保険推進課加入促進係	新井 紘嗣	新規採用

表紙

(花見山から福島市内を望む／2019年春撮影) 撮影者：小俣明子（復興庁福島復興局浪江支所）

花見山は、毎年多くの観光客が訪れる福島県内でも人気のお花見スポットですが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、観光客の受け入れが中止となりました。

福島は一步一步復興が進む一方で、許可なく立ち入りができない「帰還困難区域」が今も残っています。復興にはまだまだ時間がかかることも事実で、長く地道な取組を積み重ねていくしかありません。

美しい景色を、心穏やかに見られる日が少しでも早く来ることを日々祈るばかりです。

森林保険アーカイブ



あなたの森林を**山火事**から守るため
国営の保険に加入しましょう

森林火災国営保険

「森林火災国営保険フライヤーチラシ」表面
(昭和30年頃 林野庁発行)

山火事で失われるものは、
今そこにある森林の価値だけではありません。
それまでに費やされた「労力」と「年月」、
そして、大きな恵みや価値を
もたらしてくれるはずだった「未来」までもが
奪われてしまうのです。

各地で積み重ねられている、
山火事防止の努力に敬意を払いながら
「いざ」というときには
皆様と森林が再び立ち上がるための
力になることが、
森林保険の使命です。



「森林火災国営保険統計表」
(昭和12年～農林省山林局)



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話:044-382-3500 (代表)

FAX:044-382-3514

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>

